

分任支出負担行為担当官  
青森森林管理署長 村上 卓也

工事名	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
青森森林管理署休憩所等 解体撤去処分工事	青森県青森市大字瀧澤字北瀧澤山国有林 330は1林小班地内外	解体工事	休憩所等解体工事 343m <sup>2</sup>	一般競争入札 最低価格落札方式
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
7,546,000円	—円	令和5年7月31日	相内建設株式会社 青森県東津軽郡今別町大字山崎字山崎68-1	
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期		
7,000,000円	令和5年8月	令和5年12月		

○ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格

別添「入札公告」のとおり

○ 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり

○ 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり

○ 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

## 入札公告

### 青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和5年6月16日  
分任支出負担行為担当官  
青森森林管理署長 村上 卓也

#### 1 工事の概要

- (1) 工事名 青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事
- (2) 工事場所 青森県青森市大字瀧澤字北瀧澤山国有林 330 は 1 林小班外
- (3) 工事内容 休憩所等解体撤去処分工事
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和5年12月15日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事において主任技術者を配置する場合、関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (7) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。  
ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

#### 2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 青森森林管理署、津軽森林管理署、津軽森林管理署金木支署又は三八上北森林管理署の管轄区域内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。  
また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (3) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設工事」の「土木一式工事」又は「建築一式工事」、かつ「解体」の一般競争参加資格の確認を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。）で、「土木一式」又は「建築一式」の等級格付がC等級又はD等級に格付けされていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 法令等の規定により許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けている者であること。
- ア 建設業法の許可について  
建設業法第3条第1項に基づき、「土木工事業」又は「建築工事業」、かつ「解体」の許可を受けている者。
- イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録について  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条により、青森県知事の登録を受けている者。
- (6) 平成20年4月1日以降に、元請けとして以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあつては、構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
- なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- 同種工事：建物の解体撤去工事であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす資格を有する、主任技術者を当該工事に配置できること。
- 資格はアからエまでのいずれかを有し、カの要件を満たしている者。
- なお、ア及びイの資格者で平成27年度までの合格者については解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講、ウの資格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講を必要とする。
- ア 1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士（土木）
- イ 1級建築施工管理技士若しくは2級建築施工管理技士（建築又は躯体）
- ウ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））
- エ 国土交通大臣が認める実務経験年数等を有する者
- オ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- カ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料の受付日以前に3ヶ月以上ある者。
- キ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからオのいずれかの資格及びカの要件を満たしていること。
- ク 平成20年4月1日以降に、上記(6)に掲げる同種の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。）。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 各森林管理局・署等が発注した建設工事で、次のすべての事項を満たしていること。
- ア 令和3年度から令和4年度に完成・引渡が完了している工事の実績がある場合において、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でない者であること。

イ 令和4年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し、完成・引渡し完了した工事がある場合において、当該工事の工事成績評定点が65点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記ア及びイの要件を満たしていること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「該当無し」である。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(12) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法(CD-R等による配布等)での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(13) 次の事項に該当しない者であること。

ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(14) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から、当局長（署長、支署長を含む。）に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(15) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

### 3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

(2) 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、郵送等（配達証明ができるものに限る。以下同じ。）又は持参により、締切日時まで必着で2部提出すること。

ア 提出期間

令和5年6月19日(月)から令和5年6月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

〒038-0011 青森県青森市篠田三丁目22-16  
青森森林管理署総務グループ  
電話：017-781-0131

- (3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。
- (4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒038-0011 青森県青森市篠田三丁目22-16  
青森森林管理署総務グループ  
電話：017-781-0131

(2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記のア及びイにおいて交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること

ア 交付期間

令和5年6月19日(月)から令和5年7月25日(火)まで  
(入札日の前日まで)

イ 交付場所

上記3(2)と同じ場所

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締切は、令和6年7月25日(火)午後4時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和5年7月21日(金)午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和5年7月26日(水)午前10時00分までに青森森林管理署会議室へ入札書を持参すること。  
札書を投函すること。

ウ 開札は、令和5年7月26日(水)午前10時00分に青森森林管理署会議室にて行う。ただし入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

## 5 その他

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付。

契約金額の10分の1以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

### (3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札の場合は入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

なお、入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、提出した申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

### (5) 落札者の決定

落札者の決定は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

### (7) 契約書作成の要否

要。

### (8) 関連情報を入手するための照会窓口

ア 上記4(1)に同じ。

イ 本入札にあたり事前に現地案内を実施するため希望する者は、6月23日（金）午後4時00分まで上記4(1)に連絡すること。

### (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月林野庁）による。

(11) 詳細は入札説明書による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業工事請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 [ホームページ](#)>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>) をご覧下さい。

(別添1)

### 競争参加資格確認結果書

工 事 名 : 青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

発 注 機 関 名 : 青森森林管理署

入 札 公 告 日 : 令和5年6月16日

競争参加資格確認結果通知日 : 令和5年7月3日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
相内建設株式会社	有	
株式会社黒田建設	有	
相互建設工業株式会社	有	
株式会社坂本光組	有	

(備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。

2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項をみたさなかったのかを記載すること。

## 入札執行調書

件 名 青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

日 時 令和 5 年 7 月 26 日 10 時 00 分

場 所 青森森林管理署

執行者 青森森林管理署 農林水産技官 村上 卓也 確認者 青森森林管理署 農林水産技官 関 文武

立会者 青森森林管理署 農林水産技官 田村 喜信

番号	入札者の商号又は名称	第 1 回		第 2 回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	
1	相内建設(株)	1	7,000,000			落札
2	(株)黒田建設	2	10,140,000			
3	相互建設工業(株)	3	10,395,000			
4	(株)坂本光組	4	11,900,000			
5						

(注 1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額である。

(注 2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 81 条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注 3) 総合評価落札方式による場合は 2 段書きとし、「金額」欄の上段は「評価値」、下段は、「金額」を ( ) 書きとし、「順位」欄の上段は「評価値」による順位、下段は「金額」による順位を ( ) 書きとする。

(注 4) 評価値は、小数点以下第 3 位までとし、小数点以下第 4 位は切り捨てとする。

# 入札筆記書

調達案件番号

003802014020230026

調達案件名称

青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

業者名称	業者区分	第1回入札金額	結果
相内建設(株)		7,000,000	落札
(株)黒田建設		10,140,000	
相互建設工業(株)		10,395,000	
(株)坂本光組		11,900,000	

結果

落札者決定

入札執行月日

令和05年7月26日

部署

東北森林管理局青森森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 7,546,000

予定価格 (税込み) 8,300,600

調査基準価格 (税抜き) 0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

村上 卓也

立会・確認担当署名

田村 喜信 関 文武

令和5年度

## 工事積算内訳書

工事名：青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

施工地：青森県青森市大字瀧澤字北瀧澤山国有林  
330は1林小班外

東北森林管理局  
青森森林管理署

# 工 事 算 定 表

工事名：青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

種 別	名 称	数量	単位	金額	備考
本工事費					
	1. 大清水休憩所	1.00	式	340,000	別紙工事費内訳表のとおり
	2. 滝沢休憩所	1.00	式	259,000	〃
	3. 久栗坂休憩所	1.00	式	466,000	〃
	4. 蟹田休憩所	1.00	式	313,000	〃
	5. 南股休憩所	1.00	式	576,000	〃
	6. 鑄泊休憩所	1.00	式	502,000	〃
	7. 第2号自動車車庫兼製品事業所附属寄宿舍	1.00	式	1,724,000	〃
	8. 増川製品事業所作業職員休憩所	1.00	式	981,000	〃
	9. 二股採取園跡地休憩所	1.00	式	1,046,000	〃
	計			6,207,000	
	諸経費			1,339,000	別紙工事費内訳表のとおり
	小計			1,339,000	
	合計			7,546,000	
	消費税			754,600	
	合計			8,300,600	

## 工 事 費 内 訳 表

工事名：青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

種 別	名 称	数量 (a)	単位	単価	金額	備考
内訳書	【1. 大清水休憩所】					
	内部解体	19.80	m2	866	17,147	
	上屋解体	19.80	m2	3,710	73,458	
	基礎撤去 束石	1.00	m3	7,900	7,900	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.30	m3	5,930	1,779	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.20	m3	5,930	1,186	
	発生材運搬 木くず	4.00	m3	5,930	23,720	
	発生材運搬 金属	0.80	t	5,930	4,744	
	発生材処分 廃プラスチック	0.30	m3	20,300	6,090	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.20	m3	25,300	5,060	
	発生材処分 木くず	4.00	m3	10,600	42,400	
	発生材処分 金属	0.80	t	2,860	2,288	
	残存物積込、運搬・処分 可燃混合くず	0.60	t	72,600	43,560	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	86,600	86,600	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	小計				340,932	
					340,000	千円未満切捨て
	【2. 滝沢休憩所】					
	内部解体	11.80	m2	866	10,219	
	上屋解体	11.80	m2	3,710	43,778	
	基礎ブロック撤去 整地共	1.00	m3	7,560	7,560	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.30	m3	5,930	1,779	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.20	m3	5,930	1,186	
	発生材運搬 木くず	4.00	m3	5,930	23,720	
	発生材運搬 金属	0.70	t	5,930	4,151	
	発生材処分 廃プラスチック	0.30	m3	20,300	6,090	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.20	m3	25,300	5,060	
	発生材処分 木くず	4.00	m3	10,600	42,400	
	発生材処分 金属	0.70	t	2,860	2,002	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	86,600	86,600	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	小計				259,545	
					259,000	千円未満切捨て
	【3. 久栗坂休憩所】					
	内部解体	24.50	m2	866	21,217	
	上屋解体	24.50	m2	3,710	90,895	
	上間・基礎撤去 整地共	3.60	m3	7,560	27,216	
	仮設トイレ撤去 汲み取り共	1.00	棟	31,600	31,600	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.40	m3	5,930	2,372	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.20	m3	5,930	1,186	
	発生材運搬 木くず	4.80	m3	5,930	28,464	
	発生材運搬 金属	0.80	t	5,930	4,744	
	発生材運搬 非飛散性アスベスト	0.01	m3	25,000	250	
	発生材処分 廃プラスチック	0.40	m3	20,300	8,120	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.20	m3	25,300	5,060	
	発生材処分 木くず	4.80	m3	10,600	50,880	

## 工 事 費 内 訳 表

工事名：青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

種 別	名 称	数量 (a)	単位	単価	金額	備考
	発生材処分 金属	0.80	t	2,860	2,288	
	発生材処分 非飛散性アスベスト	0.01	m3	66,600	666	
	残存物積み込み・運搬・処分 混合くず	1.20	t	66,600	79,920	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	86,600	86,600	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	小計				466,478	
					466,000	千円未満切捨て
	【4. 蟹田休憩所】					
	内部解体	19.80	m2	866	17,147	
	上屋解体	19.80	m2	3,710	73,458	
	基礎撤去 束石	1.00	m3	7,900	7,900	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.30	m3	8,930	2,679	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.20	m3	8,930	1,786	
	発生材運搬 木くず	4.00	m3	8,930	35,720	
	発生材運搬 金属	0.80	t	8,930	7,144	
	発生材処分 廃プラスチック	0.30	m3	20,300	6,090	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.20	m3	25,300	5,060	
	発生材処分 木くず	4.00	m3	10,600	42,400	
	発生材処分 金属	0.80	t	2,860	2,288	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	86,600	86,600	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	小計				313,272	
					313,000	千円未満切捨て
	【5. 南股休憩所】					
	屋根分別解体	67.00	m2	733	49,111	
	上屋解体	68.00	m2	1,830	124,440	
	仮設トイレ撤去 汲み取り共	1.00	棟	30,000	30,000	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.40	m3	8,660	3,464	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.20	m3	8,660	1,732	
	発生材運搬 繊維くず	0.50	m3	8,660	4,330	
	発生材運搬 木くず	8.50	m3	8,660	73,610	
	発生材運搬 コンクリート	1.50	m3	8,660	12,990	
	発生材処分 廃プラスチック	0.40	m3	20,300	8,120	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.20	m3	25,300	5,060	
	発生材処分 繊維くず	0.50	m3	18,600	9,300	
	発生材処分 木くず	8.50	m3	10,600	90,100	
	発生材処分 コンクリート	1.50	m3	2,860	4,290	
	残存物積み込み・運搬・処分 可燃混合くず	0.50	t	71,600	35,800	
	残存物積み込み・運搬・処分 不燃混合くず	0.30	t	35,000	10,500	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	88,300	88,300	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	小計				576,147	
					576,000	千円未満切捨て
	【6. 鑄泊休憩所】					
	上屋解体	14.80	m2	3,660	54,168	

## 工 事 費 内 訳 表

工事名：青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

種 別	名 称	数量 (a)	単位	単価	金額	備考
	発生材運搬 廃プラスチック	0.30	m3	8,930	2,679	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.20	m3	8,930	1,786	
	発生材運搬 木くず	8.50	m3	8,930	75,905	
	発生材運搬 金属	2.00	t	8,930	17,860	
	発生材処分 廃プラスチック	0.40	m3	20,300	8,120	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.20	m3	25,300	5,060	
	発生材処分 木くず	8.50	m3	10,600	90,100	
	発生材処分 金属	2.00	t	2,860	5,720	
	残存物積み込み・運搬・処分 可燃混合くず	0.50	t	68,300	34,150	
	残存物積み込み・運搬・処分 不燃混合くず	0.30	t	35,000	10,500	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	90,000	90,000	
	安全仮設費 鉄板養生等	1.00	式	106,000	106,000	
	小計				502,048	
					502,000	千円未満切捨て
	【7. 第2号自動車車庫兼製品事業所付属宿舎】					
	内部分別解体	61.00	m2	1,130	68,930	
	屋根分別解体	123.00	m2	933	114,759	
	上屋解体	117.00	m2	1,930	225,810	
	土間・基礎解体	21.80	m3	4,830	105,294	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.80	m3	8,160	6,528	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.60	m3	8,160	4,896	
	発生材運搬 繊維くず	1.00	m3	8,160	8,160	
	発生材運搬 木くず	24.50	m3	8,160	199,920	
	発生材運搬 コンクリート	21.80	m3	8,160	177,888	
	発生材処分 廃プラスチック	0.80	m3	20,300	16,240	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.60	m3	25,300	15,180	
	発生材処分 繊維くず	1.00	m3	18,600	18,600	
	発生材処分 木くず	24.50	m3	10,600	259,700	
	発生材処分 コンクリート	21.80	m3	2,860	62,348	
	残存物積み込み・運搬・処分 可燃混合くず	1.50	t	68,300	102,450	
	残存物積み込み・運搬・処分 不燃混合くず	1.00	t	35,000	35,000	
	残存物積み込み・運搬・処分 液体類(ベンキ・オイル等)	1.00	式	81,600	81,600	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	86,600	86,600	
	散水養生費	1.00	式	30,000	30,000	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	石綿事前調査費	1.00	式	80,000	80,000	
	小計				1,724,903	
					1,724,000	千円未満切捨て
	【8. 増川製品事業所作業職員休憩所】					
	屋根分別解体	67.00	m2	866	58,022	
	上屋解体	68.00	m2	1,710	116,280	
	土間・基礎解体	12.50	m3	4,660	58,250	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.50	m3	8,160	4,080	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.30	m3	8,160	2,448	
	発生材運搬 繊維くず	0.70	m3	8,160	5,712	
	発生材運搬 木くず	14.50	m3	8,160	118,320	

## 工 事 費 内 訳 表

工事名：青森森林管理署休憩所等解体撤去処分工事

種 別	名 称	数量 (a)	単位	単価	金額	備考
	発生材運搬 コンクリート	12.50	m3	8,160	102,000	
	発生材処分 廃プラスチック	0.50	m3	20,300	10,150	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.30	m3	25,300	7,590	
	発生材処分 繊維くず	0.70	m3	18,600	13,020	
	発生材処分 木くず	14.50	m3	10,600	153,700	
	発生材処分 コンクリート	12.50	m3	2,800	35,000	
	残存物積み込み・運搬・処分 可燃混合くず	1.00	t	68,300	68,300	
	残存物積み込み・運搬・処分 不燃混合くず	0.50	t	35,000	17,500	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	86,600	86,600	
	散水養生費	1.00	式	20,000	20,000	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	石綿事前調査費	1.00	式	80,000	80,000	
	小計				981,972	
					981,000	千円未満切捨て
	【9. 二股採取園跡地休憩所】					
	搬入路整備 碎石敷均し・鉄板敷	1.00	式	158,000	158,000	
	倒壊建物撤去	1.00	棟	200,000	200,000	
	便所撤去	1.00	棟	33,300	33,300	
	物置撤去	1.00	棟	30,000	30,000	
	発生材運搬 廃プラスチック	0.30	m3	8,930	2,679	
	発生材運搬 ガラス・陶磁器	0.20	m3	8,930	1,786	
	発生材運搬 木くず	16.50	m3	8,930	147,345	
	発生材運搬 金属	2.00	t	8,930	17,860	
	発生材処分 廃プラスチック	0.40	m3	20,300	8,120	
	発生材処分 ガラス・陶磁器	0.20	m3	25,300	5,060	
	発生材処分 木くず	16.50	m3	10,600	174,900	
	発生材処分 金属	2.00	t	2,860	5,720	
	残存物積み込み・運搬・処分 可燃混合くず	0.70	t	68,300	47,810	
	残存物積み込み・運搬・処分 不燃混合くず	0.50	t	35,000	17,500	
	残存物積み込み・運搬・処分 液体類(ペンキ・オイル等)	1.00	式	81,600	81,600	
	重機・資機材運搬費	1.00	式	90,000	90,000	
	安全仮設費	1.00	式	25,000	25,000	
	小計				1,046,680	
					1,046,000	千円未満切捨て
	【諸経費】	1.00	式	1,339,322	1,339,322	
	小計				1,339,322	
					1,339,000	千円未満切捨て